

6 年金・手当・貸付

障害のある人やその家族の安定した生活を支援するため、障害基礎年金や各種手当などが支給されます。

また、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、低利で資金を貸し付けています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申 込 機関名等
児童扶養手当 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は政令で定める程度の障害の状態にある20歳未満の者や、父又は母のいずれかが政令で定める程度の障害の状態である児童を、監護する母、監護し、かつ、その児童と生計を同じくする父、又は、当該父母以外の者で、その児童を養育する養育者に支給されます。	全部支給の場合 月額 48,050 円 一部支給の場合 月額 48,040 円 ～11,340 円 (児童1人の場合)	市町
特別児童扶養手当 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者に支給されます。	児童1人につき <u>重度(1級)</u> 月額 58,450 円 <u>中度(2級)</u> 月額 38,930 円	
特別障害者手当等 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	【障害児福祉手当】 身体、知的又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。	月額 16,560 円	
	【特別障害者手当】 身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。	月額 30,450 円	
	【経過的福祉手当】 従来福祉手当の受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害を事由とする年金を受給していない20歳以上の人に支給されます。 ※現在は新規認定を行っていません。	月額 16,560 円	

施策の種類	内 容	費用負担等	申 込 機関名等
国民年金 身 知 精	障害程度が国民年金法で決められている「障害等級表」にあてはまる次の人に支給されます。 【障害基礎年金】 I 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。 ① 国民年金加入期間 ② 60 歳以上 65 歳未満（国内居住者のみ） ③ 20 歳未満 II ①②の場合、初診日前において加入期間の 3 分の 2 以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があること。又は、初診日前一年間において保険料未納がないこと。 ③の場合、納付要件はありません。	<u>1 級</u> 月額 88,260 円 <u>2 級</u> 月額 70,608 円 ※昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方の年金額は異なります。 ※18 歳未満の子の人数に応じた加算があります。	③については、所得による支給制限があります。 年金事務所 （予約受付専用電話） 0570-05-4890 市町
厚生年金保険 身 知 精	障害の程度が厚生年金法で決められている「障害等級表」にあてはまる次の人に支給されます。 【障害厚生年金】 I 厚生年金保険の被保険者である間に障害の原因となった病気やけがの初診日があること。 II 初診日前において加入期間の 3 分の 2 以上の保険料納付済期間（国民年金の免除期間を含む）があること。又は、初診日前一年間において保険料の未納がないこと。	年金額は平均標準報酬によって決定します。	年金事務所 （予約受付専用電話） 0570-05-4890
特別障害給付金 身 知 精	【障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給していない方】 ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 ※当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級、2 級相当の障害に該当する人に支給されます。	<u>1 級</u> 月額 58,650 円 <u>2 級</u> 月額 46,920 円	所得による支給制限があります。 市町

施策の種類	内 容		費用負担等	申 込 機関名等																
心身障害者 扶養共済制度 身 知 精	保護者が毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、心身障害者に年金が生涯にわたって支給される任意加入の制度です。 <table><tr><th>保護者加入時年齢</th><th>掛金月額 (1口あたり)</th></tr><tr><td>35 歳未満</td><td>9,300 円</td></tr><tr><td>35 歳以上 40 歳未満</td><td>11,400 円</td></tr><tr><td>40 歳以上 45 歳未満</td><td>14,300 円</td></tr><tr><td>45 歳以上 50 歳未満</td><td>17,300 円</td></tr><tr><td>50 歳以上 55 歳未満</td><td>18,800 円</td></tr><tr><td>55 歳以上 60 歳未満</td><td>20,700 円</td></tr><tr><td>60 歳以上 65 歳未満</td><td>23,300 円</td></tr></table> ※年齢は加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢	保護者加入時年齢	掛金月額 (1口あたり)	35 歳未満	9,300 円	35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	年金額 1 口加入の場合 月額 20,000 円 2 口加入の場合 月額 40,000 円	低所得世帯等については、掛金の減額を行っています。	市町
保護者加入時年齢	掛金月額 (1口あたり)																			
35 歳未満	9,300 円																			
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円																			
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円																			
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円																			
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円																			
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円																			
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円																			
生活保護の障害者加算の認定 身 精	生活保護を受けている人のうち ① 身体障害者手帳 1～3 級 ② 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持している人は、生活保護の障害者加算の認定が受けられる場合があります。 ※ただし、②については、障害基礎年金 1、2 級の受給者及び対象疾病以外の方で手帳の交付日又は更新日が初めて医師の診療を受けた日（初診日）から 1 年 6 か月以上経過している場合に限られます。			市町 福祉事務所																
生活福祉資金の貸付 身 知 精	経済的自立と生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的として、他の貸付等支援制度の利用が困難な障害者等の世帯を対象に無利子又は低利で資金を貸し付けます。 ※原則、他法・他制度の利用を優先的に検討していただくことになります。 (※59、60 ページの生活福祉資金貸付制度一覧表参照)			市町社会福祉協議会																

《生活福祉資金貸付制度一覧》

資金の種類	内 容		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※年金を受給している場合は、対象となりません。						
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額15万円以内 (2人以上) 月額20万円以内 ※貸付期間： 原則3か月以内、最長12か月の延長申請（3か月ごとに3回）可	最終貸付日から3か月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人あり 無利子	原則1人必要
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から3か月以内		連帯保証人なし 年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも申請可能
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金						
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用						
	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	20年	連帯保証人あり 無利子	原則1人必要	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年			
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年			
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年			
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年			
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年			
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年	連帯保証人なし 年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも申請可能	
	介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年			
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円		7年			
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年			
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年			
	就職、機能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年			
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年			

資金の種類		内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
緊急小口資金		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって、生活費が必要なとき ・ 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき ・ 会社からの解雇、休業等による収入減のため、生活費が必要なとき ・ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払により支出が増加したとき ・ 公共料金の滞納により、日常生活に支障が生じるとき ・ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・ 給与等の盗難によって、生活費が必要なとき ・ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められたとき	10万円以内	貸付日から2か月以内	据置期間経過後12か月以内	無利子	不要
教育支援資金		低所得世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 ※特に必要と認められる場合に限り貸付限度額の1.5倍まで申請可	(高等学校) 月額3.5万円以内 (高等専門学校) 月額6万円以内 (短期大学) 月額6万円以内 (大学) 月額6.5万円以内	卒業後6か月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	※世帯内で連帯借受人が必要	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
不動産担保型生活資金							
低所得者世帯向け不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	・土地評価額の7割を標準 月額30万円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時まで	年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	・土地建物評価額の7割を標準(集合住宅は5割) ・月額は貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)				不要	